

平成28年5月9日

大山ふもとの自然環境と米子の水を守る会

代表 山根 一典 様

鳥取県統轄監 野川 聰

淀江産業廃棄物管理型処分場に係る公開質問状について（回答）

平成28年4月22日に提出されました公開質問について、下記のとおり回答します。

記

1 淀江産廃処分場計画地の土地問題について

米子市と環境プラントの間で締結している開発協定は、平成4年に、県の開発事業指導要綱に基づき締結されたものです。

その後、平成18年に廃棄物処理施設設置手続条例が施行され、産業廃棄物処分場等の設置のための開発事業には、同条例が適用されることになりました。同条例には、開発事業指導要綱と同じような事前調整機能があることから、同要綱は適用除外となっております。

したがって、今回の処分場の件は、この条例の手続を踏むべきケースで、センターと米子市の間で改めて開発協定を締結する必要はありません。

しかしながら、環境プラントと米子市の間で平成4年に締結された開発協定の変更は、然るべきときには協議を経て手続きをする必要がある旨の認識が平成27年9月の米子市議会の定例会で示されており、センター及び県も変更の必要性を認識していることから、現在、センターと米子市とは開発協定の変更等を含め、協議に着手していると報告を受けております。

2 ダイオキシン問題についての議会答弁について

（塩川ダイオキシン類調査について）

3月14日の答弁については、チラシの内容の一言一句について述べたものではなく、一般的な受け止めとして事実と異なったものであったことから、チラシの内容に対する評価を議場で申し上げたものであり、間違ったことを申し上げたとは考えておりません。

（ベトナムの枯葉剤の事例について）

ベトナムの枯葉剤の事例は不純物として高濃度のダイオキシンが含まれた薬剤が大量に散布された事例であり、国の埋立基準を遵守した今回の最終処分場計画とは全くかけ離れた「極端」な事例であると考えております。

また、環境基準は、平成10年にWHO（世界保健機関）の専門家会議の中で、動物実験の結果を踏まえ、人への影響を考慮して設定されたダイオキシン類の耐容一日摂取量に基づき、環境省が中央環境審議会の答申を経て決定されたものです。

なお、環境基準の評価は年平均値で行うこととされており、これまで実施した調査結果は基準を全て満たしています。